

公園使用料

福岡市公園条例 別表第1の3

種 目	単 位	期 間	使 用 料
行商、募金これらに類するもの	1 件	1 日	6 0 0 円
業として写真を撮影するもの	撮影機（写真機） 1 台	1 月	3, 0 0 0 円
業として広告写真を撮影するもの	1 件	1 日	3, 0 0 0 円
業として映画を撮影するもの	1 件	1 日	6, 0 0 0 円
物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行を行うもの	1 平方メートル	1 日	2 0 0 円の範囲内で 規則で定める額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	1 件	1 日	6, 0 0 0 円
その他のもの	1 平方メートル	1 月	9 0 円

※詳細についてはお問い合わせください。